

営農計画書の提出は終わりましたか？

今年度の「共済細目書異動申告票兼水稻生産実施計画兼経営所得安定対策等にかかる営農計画書」(転作野帳)の提出は5月10日までです。

経営所得安定対策では、

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策を実施しています。

また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

以下対象となる主な交付金の内容となります。

水田活用の 直接支払交付金

・対象者

経営所得安定対策に加え、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産(耕作)する販売農家

・交付申請書の提出期限

令和3年6月14日(月)
午後5時30分まで

☆証拠書類等の名義が異なる場合には交付されません。

☆大阪エコ農産物・なにわの伝統野菜については、当該作物が府(市)の認証を受けていることが必要です。

☆野菜・果樹・花き等の作物は、出荷・販売を証明できるような伝票類等の提出が必要となります。

☆担い手加算を受けるためには10月1日現在で認定を受けている必要があります。

☆主食用米を作付けしている水田には交付されません。(水稻の裏作は不可)

水田活用の直接支払交付金の内の 産地交付金の概要

	対象作物	要件等	交付単価 (10aあたり)
①	産地消費作物	令和3年度中に、出荷・販売していること (戦略作物*1・なにわの伝統野菜、たけのこ・そば・②の対象作物を除く)	10,000円
②	大阪エコ農産物	府が定める大阪エコ農産物認証を受けた作物に助成(78品目)	18,000円
	地域振興拡大作物	地域水田フル活用ビジョンにおいて地域振興拡大作物に定められた品目(5品目以内)に助成(別途要件があります)	20,000円
③	担い手育成	10月1日現在で認定されている認定農業者等が作付けする①または②の作物に加算(別途要件があります)	10,000円
④	人・農地プランの実質化の推進	実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体に加算 ③に加算	10,000円

⑤	規模拡大加算	当年1月から12月末に利用権の設定(機構事業を含む)又は販売権付農作業委託契約等を締結し、③の担い手が規模拡大した筆に加算	12,000円
⑥	高収益作物等拡大加算	主食用米の作付が減少あるいはゼロを維持し、高収益作物の作付面積が増加した者の高収益作物に加算(別途要件があります)	20,000円

※1 戦略作物とは、麦、大豆、飼料作物、新規需要米、加工用米

※申請状況等によっては、交付単価が変動する可能性があります。

(注) 戦略作物の助成を受けたエコ大豆やエコ新規需要米(米粉用米・WCS・飼料用米等)、12月1日現在で有効期間中の国際水準GAPを取得している方が作付するGAP対象作物に加算など他にもあります。詳しくは左記までお問い合わせください。

●お問い合わせ
農とみどり推進課
(内線445)

●地域の話し合い等への協力

市は、地域農業の未来を描く「実質化された人・農地プラン」策定を推進しています。その前提となる、地域の話し合いや情報共有についてみなさんのご協力をお願いします。

特定生産緑地の指定に係る手続きはお済みですか？

本市では、令和元年9月に特定生産緑地の指定申請に必要な書類を市内生産緑地(平成4年度～6年度指定分)の所有者に送付し、指定希望申請などの受け付けをしています。

つきましては、指定を希望するかしないかを判断していただき、どちらの場合でも受付期間内に手続きをお願いします。

●受付期間

・平成4年度指定分は、
令和4年(2022年)
3月末日まで

・平成5年度指定分は、
令和5年(2023年)
3月末日まで

・平成6年度指定分は、
令和6年(2024年)
3月末日まで

留意事項

・受付期間を過ぎると、特定生産緑地の指定が不可能となります。

●お問い合わせ

都市計画課 政策係
(内線453、451)

生産緑地地区の指定受付について

本市では、市街化区域内の農地等の緑地機能に着目し、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、平成4年度より生産緑地地区を指定しています。

平成30年12月に面積要件を300㎡に引き下げる条例を制定し、今まで指定することができなかった小規模な農地についても指定可能となったことから、今年度も、新たに同地区の指定を受け付けます。

●受付期間

令和3年5月6日(木)～
令和3年6月30日(水)

●受付場所

都市計画課(内線453)

※指定に際しては、要件があります。また、指定することになった場合には、土地の登記事項証明書などの書類が必要です。

なお、相談の際には、土地の位置、地番、面積などを事前にご確認ください。

●お問い合わせ
都市計画課(内線453)

全国農業新聞

農業に役立つ情報が満載です。

ぜひ購読しましょう。

☆発行日 毎週 金曜日

☆購読料 月700円

☆申込先 農業委員会事務局

農業者年金に加入 しませんか

将来の安定的な社会保障のために、特に女性や若い農業者(20歳〜39歳の基幹的農業従事者)の加入を進めています。「しっかりと積み立て、安心で豊かな老後を」

6つのポイント

- 1、いつでも脱退・加入できる
- 2、保険料をいつでも変更できる
- 3、積立方式だから払った分を受け取れる
- 4、全額社会保険料控除の対象で節税効果大
- 5、80歳前に亡くなっても、遺族に死亡一時金
- 6、認定農業者などの担い手には、保険料の補助

農業者年金には、年齢20歳以上60歳未満で、年間60日以上農業に従事する方で、国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)の方なら誰でも加入できます。

毎月の保険料は2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に決められます。

●お問い合わせ
JA、農業委員会事務局

遊休農地の管理に ついて

毎年、4月頃から夏にかけて、遊休農地・耕作放棄地などで雑草が繁茂しやすくなります。これでは害虫や災害の発生など、周辺の生活環境を保持するうえで好ましい状態ではありません。

市農業委員会では、遊休

農地(耕作放棄地)や農地の違反転用の実態を把握するために毎年4月から8月にかけて、市内のすべての農地を対象に農地利用状況調査(農地パトロール)を実施しています。

市農業実行組合の協力もいただき、三役、地域の農業委員又は農地利用最適化推進委員と事務局で、市内を六ブロックに分け、遊休農地の調査を実施しています。

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまいます。

遊休農地(耕作放棄地)は、農地集積に支障をきたすだけでなく、周辺の病虫害の発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど地域農業振興に悪影響を及ぼします。

また、ごみの不法投棄や火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられますので、適正な管理をお願いします。

相続税等の納税猶予の

適用を受けている場合には、遊休地となった時点で納税猶予取消しとなり、納税猶予額に利息を合わせて支払わなければなりません。

高齢で耕作ができない、担い手がないなど耕作できない場合は、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局又は、市農とみどり推進課にご相談ください。

農地法等による各種 申請のお願い

農地を転用するときには、農地法の許可が必要です。農地の転用とは、農地を農地以外の目的に使用することをいいます。

例えば農地を住宅や倉庫を建てるための敷地、駐車場や資材置場にするなどです。

農地法では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、周辺

農地への影響等がない場合に限り、転用を許可しています。

農用地は原則転用できません

農業振興地域の整備に関する法律に基づき富田林市が策定している農業振興地域整備計画では、農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域が設定されています。

農用地区域内にある農地の転用は、公共事業に伴う一時転用等を除き、原則認められません。

人事異動

職員人事異動が、4月1日付けで発令され、農業委員会局職員の人事異動がありました。

【新任】

事務局 澤辺 椋

【異動】

主査 花岡 武司